

---

プロジェクト 実務対応

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

項目 本日の審議事項

---

### これまでの経緯

1. 基準諮問会議から ASBJ に対して、「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という。）の企業における会計処理」を新規テーマとすることの提言があり、権利確定条件付き有償新株予約権についての審議は、これまで企業会計基準委員会で7回、実務対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）で8回、行っている。
2. 当該審議の過程では、第79回専門委員会において、実際の取引の目的や権利確定条件等の内容等をより深く把握することを目的として、参考人（株式会社プルータス・コンサルティング様）にご参加頂き、権利確定条件付き有償新株予約権の内容等についてご説明頂いた。
3. なお、事務局が調べた範囲では、有価証券報告書提出会社について、2010年1月から2017年2月までに、303社<sup>1</sup>で当該取引が行われている。

### 第354回企業会計基準委員会で聞かれた意見とその対応

#### 会計基準等を見直す場合の公表物の形式に関する検討

4. 権利確定条件付き有償新株予約権の企業における会計処理について、仮に会計基準等を見直す場合の方法として、新たに権利確定条件付き有償新株予約権に関する実務対応報告を開発する方法によるという事務局の提案に対して、第354回企業会計基準委員会（2017年2月8日開催）では、以下の意見が聞かれた。
  - (1) 公表物の形式として、新たに実務対応報告を開発するとの事務局の提案に関して、類似の取引を対象範囲に含めない対応に問題がないかどうかの検討が十分でないように思われ、積極的には賛成できない。
  - (2) 今回の実務対応報告の開発に併せて、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）の適用範囲を見直す必要があるか否かについて、検討が必要ではないか。

---

<sup>1</sup> 2010年1月から2017年2月までに、表題に「有償ストック・オプション」と記載して適時開示情報を公表した企業数を集計している。なお、同一企業が複数回リリースしている場合は1とカウントしている。

5. 第4項(1)の意見に対し、同企業会計基準委員会において、「包括的な見直しを行うことにより基準開発が遅れることは適切ではなく、現状の検討範囲に基づき速やかに実務対応報告を公表することを優先すべきと考える。」との意見も複数聞かれた。

会計基準等を見直す場合の公表物の形式に関して、包括的な検討を行うことにより得られるベネフィットと、実務対応報告を速やかに公表して当面の問題に対応するベネフィットを比較考量すると、後者の対応を優先することがより適切であると考えられるかどうか。

6. 第4項(2)の意見については、当該意見を踏まえ、本日は、複合金融商品適用指針の適用範囲を見直すかどうかの検討を行う。

### 本日の検討事項

7. 本日の専門委員会では、第354回企業会計基準委員会及び第99回専門委員会(2017年2月24日開催)で聞かれた意見を踏まえ、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(審議事項(4)-3)の文案を引き続き検討するほか、複合金融商品適用指針の改正案(審議事項(4)-4)についても検討する。
8. また、公開草案を公表する際の意見の募集方法等を検討するため、コメントの募集及び公開草案の概要(審議事項(4)-2)を作成しており、これについても検討する。
9. なお、第354回企業会計基準委員会及び第99回専門委員会で聞かれた意見は審議事項(4)-5に記載している。

以 上